

西宮市総合計画審議会

第3部会（第3回）

日時：平成20年8月18日（月）

場所：西宮市役所東館701会議室

時間：13：30～15：45

都倉部会長　　皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから西宮市総合計画審議会第3部会の第3回目を開催いたします。

最初に本日の委員の出席状況について。

田村総合計画担当グループ長　　10名中9名のご出席をいただいております。

都倉部会長　　発表のとおり、出席者は9名で過半数に達しており、この会議は成立いたしております。

それでは審議に入ります。

本日の審議項目である各部会の共通項目についての資料が提出されていますので、まず、それを検討してから、各論のNo34、35に入りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

まず、事務局から資料の説明をしてください。

田村総合計画担当グループ長　　本日、お手元に資料を5点置いております。そのうち、下の三つになると思いますが、分厚くとじている資料が前回第2回の会議録になります。

そして、一番下が7月24日に開催しました第1回総会の会議録になります。

そして、その上に前回第2回会議の意見要旨をつけております。

これらにつきましては、前回と同じように修正や追加部分がありましたら、事務局までおっしゃっていただきたいと思います。この会議録は、後ほどホームページ等で

公開を予定しておりますので、できれば来週中ぐらいでお願いいたします。

それでは、あと残りの二つの資料につきまして、ご説明いたします。

一つがA4の一枚もの、横長で見てください総合計画審議会各部会共通審議項目における意見と現時点での市の考え方です。

それと、3枚をホッチキス留めした、右上に別紙1とつけております資料です。

第1回、第2回と、1部会から4部会において、共通審議事項である基本構想、基本計画総論、そして基本計画の計画推進編第2章の財政見通しと事業計画につきましてご審議をいただき、その中でのご意見を踏まえ、現時点においての市の考え方をお示ししているものです。

それではまず、説明としては、A4の3枚をホッチキス留めしている別紙1と書いている資料からになります。

こちらに、別紙1、別紙2、別紙3と三つつけております。構想部分をご審議いただく中で、前総合計画によるまちづくり、第3次総合計画の総括といった部分と、基本目標のふれあい、感動、文教住宅都市西宮、そして財政見通しと事業計画に関して多くのご意見をいただいております、それらの意見を踏まえ、現時点で考えております修正案をご説明いたします。

それではまず、別紙1をお願いいたします。

前総合計画によるまちづくりということで、第3次総合計画の総括に多くのご意見をいただいております、それらを踏まえて若干修正しております。

まず、下線を引いている部分。上から4行目になりますが、こちらにつきまして、財政状況や人口急増の状況を踏まえ、適切な対応をしてきたという表現にしておりますが、その適切な対応の中身についても具体的に記述するべきであるとのご意見をいただき、今回、こちらにありますように、3次にわたる行財政改革の取り組みを行ってきたことや一部地域における人口急増に対応して、教育環境の保全に向け、住宅開発の抑制指導を行うといった適切な対応についての具体的な記述を入れたものです。

そして、真ん中あたりになります宅地化といったところでは、先ほども出ました一部地域における人口急増とか、マンション開発で緑が減ってきたのではないかというご意見をいただいております、それにつきましても、宅地化に伴う、マンション開発等に伴う問題点とか、そこから発生する課題、そういったものを記述しております。宅地化や宅地の細分化により、緑地・樹林地の減少やまちなみの変化が見られることから、今後とも地域の状況や社会情勢に応じた適正な規制、誘導を通じて、緑の保全や美しいまちなみの形成に努めていかなければならないといった記述を入れているものです。

そして、最後の下線部分になりますが、そういう人口増を踏まえ、新たに出てきた第4次総合計画に引き継いでいく課題を加えております。それが、下から3行目になりますコミュニティ意識の醸成など、都市化の一層の進展により生じるさまざまな課題にも対応していかなければならないといった形で4次総合計画につなげていく記述としております。

それでは、続きまして、次の別紙2をお願いします。

まちづくりの基本目標、ふれあい、感動、文教住宅都市西宮です。こちらは、ふれあい、感動がわかりにくいためもっと説明が必要だというご意見をいただいております。それらを踏まえ、多少レイアウトや配置等を変えさせていただきました。まず、前半部分において、本市は今後とも多くの人が集まるまちであり、緑の保全や美しいまちなみの形成といった先ほど出てきました第3次総合計画における課題や都市化の一層の進展に加え、少子高齢化や地方分権の進展など時代の潮流は、まちづくりにおけるさまざまな課題を提起していますという形で、この前にある時代の潮流を踏まえた基本目標であるといった表現、記述としております。

それを受けて、ふれあい、感動、文教住宅都市西宮を基本目標に定めた上で、ふれあい、感動につきまして、具体的な説明をその下の下線部分に入れております。今まで部会等で説明させていただいた内容を、ここに記述しているものです。

それでは続きまして、次の別紙3をお願いいたします。

第2章、もともとは財政見通しと事業計画というタイトルの部分になります。

こちらは、まず記述していた事業計画について、私どもは、あくまでも大枠を示しているものであるというご説明をいたしました。やはり予算化しているもの、既に決定したものではないかといったとらえ方がされるというご指摘もありました。それらを踏まえ、今回、事業計画の記述は外しております。

また、あわせまして、事業計画の集計表を載せておりましたが、これについても外しております。

内容は、計画推進のためには財政見通しを立てておくことが必要であり、それを立てるにあたって計量経済学的手法が最も適しているという記述をした上で、ご指摘を多く受けた余剰財源という表現も誤解を招いていますので、その内容につきまして、この表でいきますと、A - Bの収支差し引きと書いている部分である914億7,000万はどのようなものかという説明を入れております。これが上から7行目の「この推計においては」といったところで、新たな経費増となる施策などに充てる財源のことという説明を入れております。

そして、推計の結果、予測の結果の記述は、この表の下部分になります。こちらにはもともと事業計画の記述を入れておりましたが、今回、事業計画の記述は外し、こちらではこの財政見通しを踏まえて、この計画期間内において、どのような財政運営と計画推進を行っていくのかの配慮すべき点、基本的な姿勢について記述することに改めております。

まず、社会経済情勢の状況変化を踏まえると、財政を見通すことは非常に厳しい、難しい状況にあるといった記述を入れた上で、実際の事業施策の実施に当たっては、直近の財政状況を踏まえ、毎年見直しを行う3カ年の実施計画や予算編成の中で取捨選択し、柔軟かつ適切な財政運営に努めるといった記述にしています。

そして、この後の(1)から(5)は、この財政運用をしていくに当たって配慮すべき点を並べております。

このうち（１）重点プロジェクトの推進は、後ほどご説明しますが、重点プロジェクトにつきましては、現在、その内容を含め検討中のため、その検討結果に合わせた記述に変えていくことにしております。

（２）につきましては重点プロジェクトの中に公共施設の耐震化を入れておりますが、その中では何年度までにといった具体的な記述をしておりません。これについては30年度までに実施すればいいと捉えられてしまうというご意見がありましたので、重点プロジェクトの表現等の検討と合わせて、どこかで、27年度までに耐震改修を行うという表現を入れたいと考えております。

あと（３）から（５）は、もともと記述しておりました内容と同じです。

このように多くのご意見をいただいた部分につきまして、大きく三つの部分の修正案をお示した上で、あとA4横長にある現時点での市の考え方の資料をお願いいたします。

こちらは、この第3部会におきまして、基本構想、総論、計画推進の財政見通しに関していただいたご意見について、現時点での市の考え方を示しているものです。

順に、基本構想の第2.総合計画の役割と目標年次につきましては、10年という計画期間がどうかというご意見をいただいておりますが、考え方に示しているように、基本構想は、時代の潮流やそのまちの地理的状況、あるいは歴史的経緯を踏まえて考える必要がございます。こうしたものがこの10年で変わることは考えられないので、10年は適切であると考えております。

続きまして第3.時代の潮流とまちづくりの主な課題につきまして、2点ご意見をいただいております。グローバル化の進展と国際交流が直接結びついていない。

あと、生活圏の広域化では、市民に適合せよという姿勢なのか、コンパクトシティのようなものを目指すのかがわからないといったご意見をいただいております。

この時代の潮流とまちづくりの主な課題は、その時代の潮流への対応という意味ではなく、時代の潮流が本市にもたらしている課題を記述しているものであると考えて

おります。

続きまして第4のまちづくりの基本目標。このうちの7ページの基本目標につきましては、先ほどの別紙2の修正案になります。

8ページ、将来のまちのイメージにつきまして、子供についてのイメージはあるが、高齢者については、みんなが安心して暮らせる安全なまちの説明に出てくるだけで、高齢者もいきいきと生活できるイメージが必要ではないかというご意見をいただいております。これについては、ご意見も踏まえ、説明文の修正を検討いたします。修正案は、次回でお示ししたいと考えております。

続きまして、第5.施策の大綱です。そのうち9ページにつきまして、将来のまちのイメージの市民一人ひとりが輝いて生きるまちでは参画と協働について記述があるのに、いきがい・つながりにはそれに対応する施策がないというご意見をいただいております。参画と協働につきましては、計画推進編 1の戦略的な行政経営体制の確立において記述しており、その施策において取り組んでいきたいと考えております。

あと、12ページの表と13ページの図につきまして、まず、他の施策の目標とつながる有機性を示すものが図の役割ではないかというご意見をいただいております。それにつきましては、図において、施策が有機的につながっていることを示す記述を追加していきたいと考えております。

次に第6、総合計画の実現に向けてです。

選択と集中を記述しているが、具体的に何を選択し、何に集中するのかというご意見をいただいております。具体的な内容としては、毎年度の予算編成や3カ年の実施計画の見直しで検討してまいりたいと考えております。

それでは、裏側の2ページをお願いいたします。

続きまして、基本計画の総論です。

まず、第5の重点プロジェクトにつきまして、3点ほどご意見をいただいております。ここにも書いているように、重点プロジェクトは、現在検討しているところで、

次回に修正案等をお示ししたいと考えております。

そして第6、計画期間の見直しです。こちらの記述が2行程度しかなく、PDCAなど、もっと丁寧に記述していく必要があるというご意見をいただいております。これにつきましては、いただきましたご意見を踏まえ、修正を検討いたします。

そして、最後の財政見通しと事業計画につきましては、先ほどの別紙3のとおり修正したいと考えております。

資料についての説明は以上です。

都倉部会長 ただいま、市からの説明が終わりました。

何か、これにつきましてのご意見はございませんか。

森池委員 これは既にもう議論されているのかもしれませんが、別紙1のところです。前期総合計画によるまちづくりの一番下のところで、本市は、今後とも全体として緩やかな人口増が続くと見込まれており、とあります。その人口増が、自然現象のようにどんどん増加していくことが果たしていいのかどうか。後のところでも、すべて30年の推定人口が50万9,000になっているのです。現在より3万人ぐらい増えるということです。

3万人増えることはどういうことで、どのようなまちになるのか。

つまり、今でも、どんどんマンションが建ち、西宮市の景観が変わっているわけです。50万9,000は人口推計学的に、今までの増加率を見込めばこれぐらいになるだろうというただ単なる推測なのか。それとも、計画として平成30年には50万9,000人のまちをつくる。50万9,000人のまちはこんなまちで、基本的には文教住宅都市としてのさまざまな条件やさまざまな成果を十分に生かし切れるものだという総括のもとで、挙げておられるのか。

つまり、総合計画の一番基礎になるのが、財政もそうですが、人口フレームであり、非常に重要なものです。それが、ただ単なる推計でいけばこうなるということではないのか。その内実は、マンションの草刈り場のように、業者が西宮市には文教住宅都市

としてのグレード、あるいはブランドがあるので、どんどん事業展開していく、そういうことが震災以降もずっと繰り返されてきたわけです。

ところが、今は、だんだんとマンション建設ブームにも陰りが生じてきた。本当にこういうことでいいのかという検討がなされているかどうかをお聞かせ願いたい。

これは全部にかかわることなので、既に議論されていたら申しわけありませんが、簡単なご説明をいただけたらと思います。以上です。

都倉部会長 はい、どうぞ。

田村総合計画担当グループ長 まず、この人口推計は、総論の基本指標に挙げておりますが、平成30年度の50万9,000人につきましては、説明にも書いておりますように、人口推計手法の一つで、一般的に使われているコーホート要因法を用いて推計した結果です。

したがいまして、先ほど、意見として言われた、いわゆる目標人口には該当しません。本市としては、特に目標人口という形では計画の中に記述しておりません。あくまでも推計結果としての50万9,000人です。直近6年間の状況を踏まえ、それをもとに推計した結果として、50万9,000人という予測結果が出ていますので、それを踏まえて各施策を展開していくという計画にしております。以上です。

森池委員 今のご説明では具体的な西宮市のまちづくりの目標人口はないという理解でいいわけですね。

総合計画でどのようなまちをつくるのかっていうときに、人口がどれぐらいで、50万9,000人になればどんなまちになっているのか。つまり今ある空き地や緑地などがどんどんつぶされ、あるいはお屋敷が全部つぶれて、マンションに変わる。そういったことから大体どんなまちになるのかが全く書いていない。人口分析、コーホート分析とかの具体的なことはわかりませんが、今までの人口推移からいくと西宮のまちはこうなるだろうということが書かれていないのは計画ではないと思うのです。

つまり放っとけば人口はこのままいくだろうが、やっぱりちょっと抑制しなければ

いけないのではないかとか、あるいは、いやもっと増えてもいいとか、それだけの余裕があるのであれば、そういうことでもいいのです。どちらにせよ、そういうちゃんとした総合計画という10年にわたる計画ですから、平成30年度にはどんなまちになりますという具体的なものはなかなか難しいかもわかりませんが、ある程度の目標とか、そういったまちのイメージがないといけない。ただ、今までの人口推移で見ると、このように自然に増えますと。そうなればどうなるのかということをやっぱり考えていかなければならないので、そこが一番ひっかかる場所なのです。その辺についてはそれでいいのですか。つまり、このままコーホート分析でいくと、こうなりますよと。そうなれば、例えば学校が足りないとかのいろんな問題が起きる。そういうことが後手後手になるわけですが、このことについてはどう考えればいいのでしょうかね。ご意見があったらお願いします。

田村総合計画担当グループ長 この計画によって、この西宮のまちをどういうまちにしていきたいかというところは構想の基本目標でありますとか、将来のまちのイメージで示していると考えています。この目標がないというのは、あくまでも、人口において、特に目標とするもの、何万人にしたいとか、そういった意味での目標は記述していないということです。

ただ、50万9,000人につきましてはもともと議会等でもご答弁しておりますように、50万人程度が人口規模の一つの目安であり、その範囲内にあると理解しています。

したがって、50万9,000人という予測を踏まえ、施策をどういうふうに展開していくのかを記述し、示していくのが、この第4次総合計画ではないかと考えています。以上です。

森池委員 もうやめますが、50万9,000人であろうと、50万であろうと構わないのです。今が47万8,000人ぐらいですから、あと3万人ぐらい増えるわけですね。3万人というのは、一つの地方都市の人口です。それが増えることにより、ふれあい、感動、文教住宅都市という目標、あるいは目指すべき都市像がちゃんと達成できるの

か、そういう基本的な計画のイメージでもいいのですが、そういうものがないと、やはり計画自体が不十分です。例えば、あと3万人増えればどうなるのかが全く想像できないのです。

震災後、39万人から47万人に増えたことを経験しています。8万人ぐらい増えた結果、まち並みが全く変わってしまい、マンションがどんどん連立したことは事実です。これが果たしていいのかという議論もいろんなところでされていると思います。そういうこと踏まえて、コーホート分析により緩やかに人口増加が見込まれるので、こうなりますということと、総合計画の目標とが本当に合致したものなのかどうか。とても抽象的に、これぐらいの範囲におさまっているということですが、50万9,000人になればどうなるのかは、どこかの部署でちゃんと計画されているのではないか。

例えば、3万人増えるということは、土地も宅地も開発されるため、大体こんなところが開発され、こんなことになるのではないかと。50万9,000人の文教住宅都市とはどんな都市なのかをつかんでいる部署がどこにもないのか。それとも、あるのかをお聞きしたい。

新本総合企画局担当理事 最終的には正副会長部会長会に挙げ、各部会で出されたご意見はこうですという整理なり調整をします。森池委員がおっしゃっているご意見は当然、そういうご意見もあったことを踏まえ、正副会長部会長会には臨んでいきたいと考えています。

ただ一点、今のお話の中で具体的なマンションの張り付き状況、あるいは緑地減少減のぐあい、その辺のシミュレーション、あるいは考え方はどうかということについては、マンション建設は一定、市場原理で建設されるため、向こう10年間で、どのような市場原理が働くのか市ではなかなか把握しにくいということが一つございます。

ですから、50万9,000という人口に対応してまちをつくっていく。その前提は、いわゆる文教住宅都市としての特性であるとか、これまで市が一つのビジョンとして持っていたものを確保しながら、適正な規制誘導を行いながらまちづくりを進めていく

のが今回の第4次総合計画の一つの考え方ということです。

森池委員 最後感想だけ。確かに市場原理のもとで動いているわけですが、市場原理で動いているものに全然もうノータッチであると、それはもう仕方がないのだということではなく、市としていろんな規制をしたり、いろんな形で誘導したりすることで西宮市のまち並みをつくっていく。外国のまち並みが美しいのは市場原理だけではなく、やっぱりいろんな意味でも、あるいは権限も与えられておりますが、そういう形で、豊かな社会といいますか、そういったもの全体をつくり上げていくようなものがありますので、ぜひとも西宮市の公的な部分、市場原理に任すだけではない、そういったものでまちづくりをしていく、そういう計画であってほしいと願っておりますので、その辺はいろいろご斟酌していただけたらと思っております。

都倉部会長 ほかにございませんか。ほかにないようでしたら、次に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

では、各論の34の審議に移りたいと思います。

まず、市から説明をお願いします。

田村総合計画担当グループ長 各論34、資源循環型社会の形成のページをお願いいたします。

まず、現状と課題として、近年の環境問題は多様化、複雑化し、身近なことから地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模にまで広がりを見せています。このことから、環境問題に対処していくためには資源リサイクル、水の循環、エネルギーの有効利用を図るなど、循環型社会への転換に向けた総合的な取り組みが求められているという認識のもとに、現状と課題につきまして5点挙げております。

まず、1点目、本市のごみの排出量は微減傾向にありますが、事業系のごみ排出量は全国、兵庫県下の平均と比較して高いこと。ごみの組成ではリサイクル可能な紙類が5割以上を占めていること。さらなる減量の取り組みが必要なことを挙げています。

2点目は、処理体制につきまして、現在の6種類以外に、その他プラスチック容器

の分別収集と処理が必要になっていることを挙げております。

3点目として、3R、リデュース、リユース、リサイクルなど、有効なごみ減量化の方策や啓発を行う必要があることを挙げております。

4点目として、産業廃棄物について減量、再資源化等をさらに進めていく必要があること。また、不法投棄などへの対応が求められているという課題を挙げております。

そして、5点目として、自然エネルギーの普及など、今後、新エネルギーなどへの取り組みを全市的、総合的に推進するための体制づくりを検討していくことが必要となるなどの現状と課題を挙げています。

そして、それらを踏まえ、基本方針としては「市民、事業者、行政の連携と協働のもとに3R、リデュース、リユース、リサイクルを推進します。」としています。それを受けた主要な施策展開としては、6点挙げています。

まず、1点目で、3Rの推進によるごみ減量化として、現在、地域住民等による資源回収の推進とともに、我がまちクリーン大作戦などのキャンペーンの広報・PRに努め、市民のごみ減量、再資源化の機運をさらに高めるということと、事業系と家庭系のごみ減量・再資源化の推進を図るというものです。

2点目として、分別収集体制の充実です。分別収集体制を現在の6種別11分類から7種別12分類に拡大することを挙げています。

3点目として、処理施設の整備です。こちらは、東部総合処理センターを可動させ、そのセンター内に熱回収施設を整備し、発電及び熱供給によるエネルギー回収の高効率化を目指すことを挙げています。

4点目としては、適正処理困難物対策等の推進です。適正処理の困難な廃棄物等について、その指定の拡大を兵庫県に要請することを挙げております。

5点目として、産業廃棄物の適正処理です。こちらは、処理業者等への適正指導とともに、発生抑制の指導にも努めてまいります。また、監視パトロール、立入検査等により、不適正処理の防止に努めるということを挙げております。

6点目として、未利用・自然エネルギーの利活用です。こちらは、ごみ焼却時に発生する蒸気の有効利用、そして全学校園への太陽光発電パネルの設置など未利用・自然エネルギーの導入に努めるとともに、新エネルギーに関する情報等の提供を行うことを挙げています。

そして、市民一人ひとりの活動としては4点です。

ごみを出さない生活を心がける。買い物は買い物袋、マイバッグを持参する。ごみ分別に協力する。省エネに努めるといったものを挙げております。

そして、まちづくり指標は、3つ挙げまして、一つ目が市民一人当たりのごみ排出量。2点目が資源リサイクル率。

3点目が1トンあたりの処理原価を挙げております。これにつきましては、ごみ排出量、そして処理原価は、引き下げていく目標とし、資源リサイクル率は上げていく目標としております。

また、主な部門別計画としては、西宮市新環境計画、一般廃棄物処理基本計画、ごみ減量推進計画のチャレンジにのみや25を挙げています。

説明につきましては以上でございます。

都倉部会長 はい、わかりました。今、No. 34の説明が終わりました。審議に移ります。ご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

吉岡委員 はじめに、簡単な質問といいますが、僕にとっては大切な質問ですが、この施策についての研究です。市はどのようなところからデータを集め、参考にされて、この施策を考えられたのか。それを一つ教えてください、お願いします。

田所環境事業部長 この施策のデータは、主な部門別計画に書いていますように、平成20年3月に「ごみ推進計画チャレンジ25」を出し、西宮市のごみの現状を分析し、この中でいわゆる家庭系ごみと事業系ごみの割合を分析しました。

まず、それぞれのごみの中で何が一番多くなっているのか。そこにもちょっと書いていますが、事業系ごみは紙類が5割以上という現状を分析して、なおかつ、国、県

の動向がどうなっているのかを比較しました。

そういう中で、今までも市はそれらの事業施策を実施しておりましたが、ごみ処理を検討する中で、どういうことに力を入れれば、どういう事業啓発をすれば、こういうものが減量されていくのかを検討したということです。

吉岡委員 ということは、これは西宮市独自で作成されて、コンサルとかには委託されてない。全て一からの研究、データをとられてやられたという解釈でよろしいでしょうか。

田所環境事業部長 はい。

吉岡委員 それだったら、これはこの間の会議でも私が言いましたように、向こう10年間のマスタープランなので、もう一步踏み込んでいただきたい。今おっしゃったことは結構だと思いますので、そのまま進めていただければいいと思いますが、もっと西宮独自の循環型社会の形成を、どのようにしたらいいのかまで踏み込んで、総合計画に入れていただきたいと思います。当市は、環境学習都市宣言という崇高な宣言をされておりますので。

例えば、今のごみがどういうふうに出てくるのかという分析は最低限でいいと思います。そのごみがどうなるのかをこれから先は考えないと自治体そのもの、もしくは国そのものが、世界レベルでの環境という問題に対応しにくくなるのではないかと。

例えば今、ごみの50%以上が紙類であることが出ていますよね。例えば、この資料も再生紙が使われていると思うのですが、この再生紙をつくるのに新しいペーパーをつくる燃料の倍の燃料が要するという学説というか現状も言われております。

リサイクルが全てにおいて良いとする社会が、今のこの段階で見直されつつあります。何もかもリサイクルにしてしまい、リサイクルにかかるコストが必要以上にむだ遣いされているようなことになってしまうと、まさに本末転倒です。ペットボトルの回収にしても集められた大半がリサイクルされずに外国に搬出されたりしています。その辺のことを学習していけるような都市にしていきたい。まさに、それを踏ま

えて、じゃあ西宮市ではそうならないようにどうすればいいのかについて、独自の施策をぜひとも考えていただけたらと思います。これでは、本当にありきたりの中身で、環境学習都市の独自政策、総合計画ではない。別に西宮市だけではなく、環境学習都市ではなく、どこの市でも対応できるような、本当にスタンダードなものだと思います。本当に特色をつけるには、西宮市でいうと、本当の文教都市であるなど、独自のスタイルを持っており、環境学習都市宣言はその中の大切な一つだと思うのです。それに向けてもう少し踏み込んだ内容にいただけたらと思いますので、ご検討願います。以上です。

都倉部会長 ほかに質問ございますか。

森池委員 ちょっと細かいことも含めて、何点かお聞きします。前の第3次総合計画では、これはいただいております資料の183ページにあるのですが、ごみの排出量の予想は、平成元年から20年度までずっと上昇傾向にあります。一人あたり1,578グラムになっているのです。ところが、この第4次ではそれがずっと減っていくという計画なのですね。その根拠は一体どこにあるのかということです。確かに減らした方がいいのですよ。いいのですが、果たして減らせられるのかということです。

発生抑制が非常に重要なことはわかります。ごみを出さない生活を心がけることは、市民一人ひとりが考えていかなければならないことだと思うのですが、基本的には大量生産、大量消費というシステムに組み込まれております。例えば、スーパーへ買い物に行きますと、ごみを半分ぐらい買っているような状況です。そのごみをためるわけにもまいらず、結局はごみとなり、焼却の負荷をかけることになってしまいます。

西宮市独自ではできませんが、基本的には事業者が全国的な形で、スーパーの全国展開の中で、できるだけむだな過剰包装を避けるとか、トレーを回収しているところもありますが、生協は回収していますが、そういう形での、いわば大量生産側の何らかの対応を求めていかない限り、買ってきたごみをずっとためておくことはできないのです、市民としてはね。市民は確かにごみの排出者ですが、出したくて出している

わけではないのですよ。出さざるを得ない状況があるのです。その辺をやっぱり少し考えていかなければいけないと思うのです。

そういうことについて、この減らしていける根拠と、今言いましたようなこととの関連があれば教えていただきたいということです。

それから、これは小さなまちで、徳島の上勝町だったか、町名が間違っていたらまた訂正させていただきます。そこではごみがゼロです。ごみゼロという形で、焼却炉はもう要らないという取り組みもあるわけです。そのためには、非常に細かな分別と、自分で出すごみは自分で処理するみたいなことです。そういった農産地域と、都会である西宮市とは違うのですが、そういった取り組みで、西宮市独自のごみ減量施策があるのかどうか。

それから、さっき言いましたように、事業者が大量生産でごみをつくり出しているということです。家庭ごみはある程度減っているが、事業系ごみは増えているという分析です。それは何が原因で増えているとお考えなのか。

それから、このNo34の表ですが、家庭系ごみの1日一人あたり681グラムというふうに割るのはいいのですが、事業系ごみをなぜ人口で割るのか。事業系ごみは1日一人あたり455グラムではなく、事業所数で割るとかでないと、事業系が出すごみがなぜか我々が出しているごみのようになっている。こういう割り方は余り意味がないと思うのですが、どういうことなのか。

あと、細かいのですが、ごみ量の推移の下の表です。数字が右と左に書いています。これは一体何のことか、ちょっと読んでもわからないので、ご説明いただきたいし、もしわかるようにできるのなら、14万とか48万は何か、右左に書いてあるが、見た限りでは、ちょっと何のことかわからないので教えてください。以上です。

都倉部会長 はい、よろしいでしょうか。市の説明をお願いします。

田所環境事業部長 まず、ごみ量が減ってきているのはどういうことかです。それは従来から住民の方にも、資源の集団回収という形でいろいろご協力を願い、今

520団体ほどが参画されており、キロあたり3円を補助しております。いわゆる資源回収を進めていただき、リサイクル率が市全体の6%になっております。市民の方にはそういうふうないろいろな形でご協力を願っているのがまず一点です。

それと、先ほども申しました、現状の一般廃棄物のごみ量は家庭系が60%、事業系が40%です。先ほど申しましたが、全国平均の一人当たり排出量とほぼ一緒で、家庭系が若干全国より低く事業系が高くなっています。

西宮市では、先ほど申しましたチャレンジ25において、いろいろ分析し、今後の検討課題として、家庭系ごみを放っておくわけではありませんが、事業系ごみに重点をおき、これを何とか減らしていく方法をもっと考える必要があると思っています。紙類が50%以上ですが、これについては、いわゆる市民と事業者と行政とが連携し、何とか事業系ごみを分別して、減らしていく方向を研究しているところです。

例えば、この紙の問題が、極端な話、分別できたなら、単純な推移ですが事業系の50%、単位量で約200g減るわけです。今、事業系の方には、条例指導しておりますが、具体的な施策として組み込んでおりませんので、こういう形を推進していきたいと思っております。

もう一点は、ごみ減少を進めるに当たり、先ほどから何度も言われている3Rの施策を中心に考える。その中でもリデュース、ごみの発生抑制が一番大事で、その次にリユースとリサイクルという形です。まず、ごみを発生しないように、市民の方にも、事業者の方にも啓発し、ビジョンを進めていくことが大事だと思っています。

例えば、家庭系のごみについても、いろいろ資料を集め、パンフレットをつくるなりしています。9月から巡回相談を行い、自治会の方に、現在18団体ほどからご要望があるのですが、どう取り組めば家庭系ごみが減っていくのか話し合いをしています。

例えば一番シンプルな減量施策として、生ごみの中で一番多いのは水分です。圧縮すると水分が40%なので、例えば100グラムのごみは圧縮すると60グラムとなり、40グラム減るわけです。これがもっともシンプルな形です。

もう一点は、日本は飽食というのですか、食べ物を非常にたくさんつくって食べているわけですが、残らない、作り過ぎないことを家庭でも努力する。また、材料が残った場合は、エコクッキングという形で、住民にお知らせをしながら、残ったものを、例えば野菜をみじん切りにして餃子の具にするとか、こういう形ですればどのくらい減量できるのか。例えば、10項目ほどで実施すると一日200gくらい減ります。すべての皆さんができるわけではございませんが、各家庭で努力していただければ、かなりの減量になると考えております。

あと図がわかりにくいということに関しては、ごみ量の推移の図ですか。

森池委員 はい。

田所環境事業部長 申し訳ありません。表記漏れですが、左の縦軸が人口で、右がごみ量のトン数を示しております。

森池委員 今言われましたが、人口というのが書いてあればもっとわかりやすい。ここには書いていないですね。

そらから、表のごみ量は、西宮市の排出量が19万5,800トンですが、図では14万くらいしかありませんね。これは何か、ちょっと合わない。

藤井局長 家庭系ごみと事業系ごみをそれぞれで示しており、二つの折れ線グラフの数値を足していただくとそうなります。

森池委員 そしたら、ごめんなさい。部会長さんを飛ばして申し訳ありませんが、これは家庭系ごみの量だということですね。

藤井局長 上の方の折れ線が家庭系ごみの推移です。

森池委員 上の折れ線が家庭系、下の折れ線が事業系。横の数字はごみの総量ですか。

新本総合企画局担当理事 いえ、これは目盛りです。

森池委員 目盛り。

新本総合企画局担当理事 ですから、事業系ごみは8万トン弱、家庭系ごみが

12万トン弱あるということです。

森池委員 両方足さなければいけないわけですか。

新本総合企画局担当理事 足して19万トンです。

森池委員 ものすごくわかりにくいですね。なら結構です、すみません。

いろいろご説明いただきましたが、一つ抜けていたのは、なぜ事業系ごみ量を総人口で割るのかということです。これは理由がわからない。

それから、あと、平成30年に今現在の平成18年度の一人当たり、1,136グラムが870グラムにすると、約76%、23%減になります。それが今言われるような、家庭ごみの分別やさまざまな団体による資源回収、あるいは生ごみの水切りとかつくり過ぎないとか、そういうことで達成できるということでしょうか。つまり、抑制、リデュースの具体的な施策があって、それで減るということですか。

例えば、市民は一生懸命に分別しているが、事業系ごみの分別が行われていない場合。これがちゃんと分別できるようになれば、大分減るということはわかります。

そのような条例も施策もないが、現にいろいろ取り組んでいるところがあり、それを参考にしたら、事業系ごみが大分減るので、総体としては、これぐらいの目標が達成できるという考えなのかを教えていただけませんかでしょうか。

田所環境事業部長 例えば、3Rの具体的な施策として、1点はリデュース、発生抑制です。これは今、買い物袋持参運動を団体と行政で進めておりましたが、この9月から事業者も交えてレジ袋の削減に取り組んでおります。こういう事業がまず1点。

それと生ごみ処理機の購入補助です。市では今現在、家庭系ごみにつきまして、生ごみ処理機を買った場合、毎年、200世帯ぐらいですが補助しています。

また、先ほど申しました出前講座といういわゆる巡回相談を実施し、自治会、関係団体のごみ減量計測等を行っております。

さらに小・中・大学等におもむき、啓発指導をしております。

また、まちを美しくするということも含め、わがまちクリーン大作戦を年に2回、大々的に実施しているわけです。

それと、先ほどの事業系ごみですが、大規模な特定事業者が約500社あるわけです。今まではいろいろ資料を提出してもらっただけでしたが、ごみチャレンジ計画をつくった段階で、特定事業者におもむき、分別やりサイクルの指導を進めるところです。

特に、流通センターには100社ほどの事業所がまとまっています。そこに、許可業者と行政と事業者が集まり、どういう形で分別して、ごみを資源化し、ごみ量を減らしていくかということを検討しているところです。

リユース、再使用については、施設部の中にプラザというのがあり、そこで修理、再生使用して市民の皆様に使っていただいております。それとクリーン西宮展というところで市民の意識向上のための啓発をしております。

それとリサイクルですが、これについては、先ほどの分別収集の中で、現在6種11分類ですが、平成24年、25年にできる東部処理場に施設整備を行い、プラスチックの分別収集再資源化を図っていきたいと考えております。

それと、市内、学校においても、いわゆる古紙回収による資源化を進めているところです。

森池委員 さっきもちょっと言いましたが、なぜ事業系ごみ量を人口で割っているのですか。

田所環境事業部長 例えば、回収は私ども事業部で収集します。その後、施設部で処理します。それぞれに集まってきますので、事業系の数値が出てまいります。家庭系の量もつかんでいきます。それらを、例えば市民一人当たりの割合として、どのぐらいになるのだろうか、全体量を人口で割り、それをさらに365日で割りますと、この表にある上の段ですね、市民一人一日当たり1,136グラム、こういう数字が出てくるわけです。ちょっとわかりにくいでしょうか。

藤井局長 すいません。このごみの量は、全国平均、または県下平均と比較い

たします。それで、比較するときには、事業系と家庭系ごみとして基本的なところではそれぞれ自治体で分かれていると思いますが、完全にきれいに分かれているのかどうかあやしいということがまず一つあります。

事業系については、一応のデータがあり、総排出量データを割るときは人口で割っています。それ以外のもので割りますと、なかなかうまく比較することが難しい。全国ないしは県下等との比較がなかなか難しいということです。

もう一つは、事業者数で割るとなると、例えば、極端に排出量の多い企業が一つあるような場合、非常に偏ってしまいますので、事業者数で割るというのは適切ではありません。それでは何で割るのが、人口で割るのはどうかという考え方もよくわかりますが、単純な全国比較とか自治体比較をするときに、適切な分母が余りないので。

また、西宮市独自で考えても、ほかのところとの比較を見るべきだということで、比較が出来る割り方にしております。基本は、あくまでも事業系ごみと家庭ごみを足した市の総排出量を人口で割ったものであり、総量での比較が第一のポイントであると思います。

森池委員 そのことはわかるのです。全体を人口で割っても別に構わないのですが、言っているのは、家庭系ごみが一生懸命分別することで減っているにもかかわらず、事業系ごみが増えているのなら、全国比較とは関係なく、西宮独自で、どれぐらいの事業者がどれぐらいのごみを出しているのかを知る。それを抑制していくという指標にした方がいいのではないか。人口で割っても、私が事業系ごみを出しているわけではありません。間接的には、どこかに飲みに行ったり、食べに行ったりして、そのごみがあるのかもわかりませんがね。でも、考え方として、そういうことも必要ではないのかという意見です。

藤井局長 はい、ただ、もう一度だけすいません。事業系ごみ量を市民一人で割ることとは別に、あくまでも事業系と家庭系ではごみの組成が違いますので、それぞれで違う施策を考えなければいけないだろうという発想があります。事業系と分け

て数字を出しておりますので、必ずしも、この市民一人当たりの数字にこだわって施策を考えるとということではございません。あくまでも、それぞれのごみごとの組成が一番大事な問題だということで分析しております。ぜひともご理解をお願いします。

森池委員 要するに、何のために分析するかというと、ごみを減らすために分析するわけですから、施策と結びつくような形で考えていただきたい。

それから、西宮市ごみ減量推進計画の18ページに、17年度から30年度までの減量目標があります。事業系ごみをどうやって減らし、家庭系ごみがどう減っていくのか、そこには抑制量というものが大きなウエートを占めていますが、事業系ごみ、家庭系ごみ以外の抑制量というものをどのように考えているのか。これが達成されないと、目標が達成できないと思うのですが、これはどういうことですか。このごみ減量推進計画の18ページです。お持ちかどうかわかりませんが。

田所環境事業部長 ごみ減量推進計画の18ページ、皆さんはお持ちではないと思いますが、17年度を基準年度として、25年度を中間年度、30年度を最終年度としています。抑制量というよりこれは基準年度から減っていく量をここに記載しています。

例えば、17年度は家庭系で701、事業系が460で、トータルが1,161gということですから。先ほど申したように、それぞれの施策を推進することによって、もちろんこれは理論値ですが、平成25年では家庭系が600、事業系が350、要は1,161から950になる。211g減るということです。

森池委員 すいません、ちょっと勘違いして申しわけない。基本的には、いろいろ環境局の方もご努力いただいているわけですが、やはりごみが減るためには、全体的な大量生産のときの不要なごみが大きなウエートを占め、かつまた事業者が出すごみも相当大きなウエートを占めていることを念頭に置かれて、施策を展開していただきたいと思っております。以上です。

都倉部会長 ほかに。

安田委員 なぜ循環型、資源循環型社会を目指すのかは、やはり習慣等の問題

から来ていると思います。やはりCO₂の排出量も、ほかにもいっぱいありますが、低炭素化社会をどう目指すのかということも一つです。それから、エネルギー消費量の抑制。この二つとごみの問題について、やはり自治体として一番関心があり、取り組まざるを得ないものがこのごみの問題であるということ、何かこう、全体的枠組の中に、もっと示していただきたいというのが一点。

低炭素化社会にどう向かうのか、これにはいろいろありますが、ここではあえて触れません。なかなか総合計画でその理論を取り上げると大変なことになると思います。ごみの問題で結構なのですが、これは意見です。一点だけ、まちづくり指標の処理原価のごみ処理経費は、一体何をもってごみ処理経費と言われるのか。要するに終末処理の範疇までカウントされているのか、市域内での処理費までを対象にしているのか、その点はどのようなのですか。

田所環境事業部長 先生がおっしゃっている処理原価は、収集する経費と処理する経費の二つを足したものです。

安田委員 行政費用ですね。

田所環境事業部長 収集・運搬・焼却費などをごみ量で割り、処理する原価という形で出しています。最終処理の費用も含めております。収集して、処理をする。

安田委員 それでは、本当の最後のところまでいかないでしょう。市外へ持ち出す費用が入っていない。

蒲田環境施設部長 環境施設部の蒲田です。今先生がおっしゃったように焼却をしますと当然焼却灰が出てきます。現在西宮市では、それを大阪湾フェニックス計画に基づいて、大阪湾の埋立地に埋めております。それに伴う運送費用と最終処分費用も含めて計上しているということです。

安田委員 わかりました。この処理原価を下げることは結構だが、西宮市が他都市に比べて処理原価が安いとなると事業者側のイメージはどうでしょうかね。要するに費用負担の問題にどう還元させていくのかということがないと、逆にそういう事

業者を呼び寄せる都市になりかねない。このあたりは、もちろん市民側の問題もあるが、どう考えているのですか。

田所環境事業部長 この処理原価の指標を載せた根底には、ごみを減量していくことはもちろん行政で考えていくわけですが、処理に要する費用も、今後は効率化を図るべきではないかという考えがあります。以前は、市民一人あたりのごみ処理費用を算出しておりましたが、最初のころの議論で、市民一人あたりよりも、トンあたりで計算しておくべきではないかというご意見がありました。全国的にはトンあたりと市民一人1日あたりの処理原価の両方を出しています。指標をいろいろ出せばよいのですが、数が限定されておりますので、検討の結果こういう形にしております。

例えば、市民一人あたりの月額収集処理経費は、18年度実績で月額一人1,257円です。この額も先ほど申したように順次、下げていくことが目標になります。

安田委員 専門ではないので、もうこれ以上は言いませんが、自治体の目標としてどうなのかなという気が若干いたしました。国レベルなのかなと。だからといって、他に指標として何がいいかと言われると思いつかないので、結構です。

藤井局長 先生も言われましたように、処理経費は今の説明どおりですが、ごみ処理費用は市民の方も認めていただいたので、一部負担していただいております。

家庭系ごみのうち粗大ごみ以外の処分代は市民の方からは現在いただいております。事業者の方からはいただいております。これについては、先ほど先生からちょっと懸念するお話がありましたように、阪神間の、特に隣接市のいわゆる手数料、この辺のところをにらみながら使用料は下げてまいりますので。

安田委員 これを払うから、単価を下げるということ。

藤井局長 そうです。それで考えております、はい。

森池委員 今のお話で、処理原価が下がっていく根拠は一体何なのかがちょっとわからないので教えていただきたい。

それから、これは全く市とは関係ありませんが、焼却炉のメーカーが談合しており

ます。明らかに諸外国と比べると、トン当たり、多分、日本が3倍から4倍ぐらい高いというデータもあります。つまり、談合して非常に高い価格設定になっているということです。そういうことは全く考慮に入っていないだろうと思うのですけどね。そういうことも考慮に入れると、大きく処理費用が下がってくるのではないか。個々の処理原価のうち、ごみの収集とそれから排出以外に、ごみ焼却の建設であるとか、その運営費が大体どれぐらいの割合になっているのかを教えてください。

蒲田環境施設部長 少し荒っぽい数字になりますが、だいたい3万6,000円の処理単価がかかっています。そのうちの3分の1にあたる1万2,000円が収集費用、それからあとの3分の1が処理にともなう維持管理費です。残りの3分の1が、施設の減価償却費になっております。

ですから、さっきおっしゃったように、将来的にごみ処理施設の建設単価が下がれば、当然、トータルとして単価は下がることになりまして、ごみの減量に伴い、施設自体も小規模にできれば、またその分安くなるということで、将来にわたって総体的にごみ処理単価は少し安くなるのではないかと考えております。以上です。

森池委員 私が言いましたのは、そういうことにしてほしいのですが、この原価が減っている要因にそのようなことは含まれているのかを聞いたのです。もし、含まれていないのなら、談合がだんだんなくなり、建設費用が安くなれば、もっと安くなるのかどうかを教えてください。

蒲田環境施設部長 今、おっしゃいましたことが実際に、行われているかどうかは、私どもの方ではちょっと図りかねますが、建設費用が安くなれば、トータルとして、ごみ処理費用は下がってくると言えるのではないかと思います。

森池委員 最初に尋ねたことのお答えがないのですが、何の要因で原価が減るのかということです。つまり、平成18年から平成30年でトン当たり8,000円ぐらい安くなります。これは一体何を根拠に安くなるのかを聞いているのです。

蒲田環境施設部長 現在のごみ処理単価ですが、これは西部総合処理センター

といいまして、525トンの大きな施設を建設しました。そのときに、400億円ぐらいの費用がかかっております。それと現在、東部総合処理センターの建設をしていますが、こちらは280トンで、今のところ120億円前後という想定になっております。そのように建設費が安くなっておりますので、年度当たりの焼却費も安くなり、トータルとして平成30年度に向かって24年以降の処理原価は下がってくると考えております。

森池委員 結構です。

都倉部会長 ほか、何か。

黒田委員 まちづくりの指標として、リデュース、リユース、リサイクルのうちリデュースを最重点に、10年間の取り組みを進めるということで今、いろいろと議論が進んできたと思います。例えば、組成にある紙類、プラ類、それから食べた残り、もろもろに関しては、今のお話で理解できたかなと思うのですが、この4番目にある草とか木ごみは、緑をどんどん増やしていく、どんだんなのかはわかりませんが、センターが生け垣、屋上、壁面の緑化助成の推進をしていく方針で確認されたかと思うのですが、これに関しては、いわゆる抑制から外れるのではないかと思います。それに関してはどのようにお考えなのかを伺いたいと思います。

といいますのは、今、主要な施策展開として1から6までございますが、6番目の未利用・自然エネルギーの利活用では、蒸気とか太陽光の発電パネルには触れていますが、緑に関しては4番目ということもあり、含みきれていないと思うのです。どうしても抑制できないものに対して、特に低炭素化社会をうたっていくのであれば、やはり焼却だけではない活用を市が独自に進めていく。しかも、緑の多い西宮市ではこういうことに取り組んでいるということが、10年の間であれば可能だと思いますし、市民、事業者、行政の連携、あるいは市内だけなのか、それとも、他の自治体との連携で取り組むべきなのかも含め、どう位置づけられているのかを伺いたいと思います。

都倉部会長 はい、よろしいでしょうか。

田所環境事業部長 ちょっと申しわけございません。木と草が4番目に多いと

ということで、例えば、緑地を増やしていくという取り組みとの関係はどうなるのかということですか。

黒田委員 はい、そうですね。つまり、この前の施策No33が緑の保全と創造ということで、しかも生け垣とか屋上とか壁面とかの緑化助成を行っていきますということだったかと思います。

蒲田環境施設部長 環境施設部の蒲田です。十分聞きとれなかったので、的を射た回答ができるかどうか自信はないのですが、木や草のごみは当然緑が増えますので、せん定枝や除草による廃棄物は増えてくると思います。そういったものは、現在のところ、可燃物として焼却しておりますが、将来的には堆肥化やチップ化という形で、新しいエネルギーとして再生させる方法も、今後の検討課題です。先ほどのごみ減量推進計画の中にも、一つの施策として挙げています。そういったことが順調に進めば自然エネルギーとしてまた活用していけるのではないかと考えております。以上でよろしいでしょうか。

黒田委員 そのことに関して、例えば、西宮市内だけでそれが可能かどうか。それから、文教都市をうたっている西宮市では、そういう堆肥などの定期的な需要は、余りないという気もしますし、よくわかりませんが、結局、リデュースはできないものだと思いますので、リユースやリサイクルに関して何か西宮市独自のものとして、ここに少しでもあればと思い質問いたしました。

蒲田環境施設部長 西宮市単独で、そういった施策の実施が有効なのか。それとも広域で、そういったことを実施する方が有効なのかは今後、検討させていただき、西宮にとって一番有利な方法を探っていきたいと考えております。

都倉部会長 はい。ほか。

高山委員 2点です。主要な施策展開の(1)3Rの推進によるごみ減量というところですが、資料12の事業計画の概要を見ると、この1番について、特に予算は考えていないと読みとれるのですが、さらなるキャンペーンやその機運をさらに高

めるために、何か予算的な部分が必要ではないのかという質問が一つ。それと、同じところの4番に適正処理困難物対策等の推進とありますが、この表題と内容がよくわからないので、ご説明いただきたいと思います。以上です。

田所環境事業部長 3Rの推進に対する予算ということですが、実は、19年度までのごみ減量推進に関する予算は約5,000万円です。そのうちの多くは集団回収に対する補助の4,200万です。あとの800万が不法投棄防止やもろもろの計画事業を実施するための費用です。それで、このごみ減量推進計画は20年の3月に策定したばかりで、来年度の予算も市議会等でいろいろ検討しなければなりません。先ほど申しましたように21年度以降は何に一番力を入れなければならないのかも含め、この5,000万の使い方を含め、分析検討しているところです。

蒲田環境施設部長 環境施設部の蒲田です。4番目の適正処理困難物についてお尋ねですが、適正処理困難物は、すなわちごみ処理施設で適正に処理するのが難しい、環境省が平成6年度に告示した4品目です。テレビと冷蔵庫とタイヤとスプリング入りのマットレスの4品目は適正処理が困難ということでこれに指定されています。ただ、そのうちテレビと冷蔵庫は、平成13年度の家電リサイクル法により、基本処理施設には搬入されずに再資源化を図ることになっております。

またスプリング入りマットレスは、西宮の場合は高度な裁断場を保有しておりますので、ほとんど処理ができ、現在のところ西宮ではタイヤだけが適正処理困難物です。

ただ、それ以外でも、最近特に、乾燥機や電動マッサージチェアなど、処理施設ではなかなか処理が難しいものが出てきています。こういったものが新たに適正処理困難物に指定されると、製造事業者や排出業者が、それぞれの処理を受けもとことになりますので、市としては、できるだけ早期の指定をお願いするため、県を通じて国の方にも働きかけているのが現状です。以上です。

都倉部会長 はい、ありますか。

神吉委員 今から指摘しますのは環境審議委員会でも、指摘させてもらった件

です。この資源循環型社会は、ごみ処理の社会に限られた市の施策のように私は思うのです。今起こっていること、西宮市で起こっている環境問題に関して、水資源への意識が低いと思います。

このNo26の上水道、No27の下水道は、上水道の市民への安定したサービスというねらい、ないしは下水道の適切な処理をするというねらいであって、資源という視点ではないと思うのです。水は家庭に多量に流れ込んでいる資源です。といたしますのは、特に今一番危惧されている甲山周辺の湿原はもうほとんど水枯れています。水がないわけです。一部の市民グループに協力していただき、例のビニールシートを敷いて、湿原の小さなものを残し、モリアオガエルの卵塊が生じるようなことをしています。そういう人工的なものをちょっと確保している程度です。

それで、今までの生物層が随分変わっています。アカネ類の通称赤トンボ類ですが、昭和40年代から50年代にかけては、仁川のピクニックセンターのところでは、電線が赤く見えるくらい発生していたのですが、今は本当に少なくなりました。あそこに流れている水は鉄分が入っているものの、非常に汚いものが一部に流れている。湿原にはほとんど流れてこないものです。人工的にいろいろ工夫していただいております。特に温暖化に伴い、よりいっそう水は大切だという意識が大事になると思うのです。

市民が、水は資源だと意識し、家庭でもその水を循環して再利用するという意識を持つことが非常に大切ではないかと思うのです。

先日、神戸で水事故が起こりましたが、西宮の河川も本当に昔の水量からすると、大きな豪雨が降れば一気に流れ出るというように、天然の河川の水量ではありません。

下水道が整備されたことは、これは大きな市民生活へのプラスなのですが、一方で、地表面に水が流れないため、大都市でも見られるヒートアイランドや砂漠化的な傾向がより強くなってきています。そうなれば、この水を再利用するという視点が必要になってくるのではないかと。下水道への放流量が落ちてくればくるほど、河川の自然流水が増えるのではないかと。そうなれば、いろんところで自然の状態を取り戻すこと

ができるのではないかという、そういう視点です。

それと、環境審議会でもう一つ言ったのが、例えば、ペットボトルなどのプラスチック類の再利用ということで分別回収をしています。私は宝塚に住んでいますが、プラスチック類もきれいに洗って魚の汚れなんかを除いてから出さないといけない。それには水を使う。食器を洗った水を再利用すればよいということですが、なかなか再利用するのは、多忙な若い主婦にとって難しい。やはり上水道のきれいな水を使ってしまふ。水道水が、水資源で非常に貴重なものだという意識を、市民に持ってもらうなければいけないのではないかと思うのです。これらの視点がここに記述されないかなと思っています。以前、環境審議委員会でもお話ししましたが、全く取り上げてもらえなかったので、もう一度、ここで意見として言っておきます。

都倉部会長 水もまた循環型社会に必要、関連するものなので、水について審議するときにあれば議論したいと思いますのでよろしくお願いします。

ほかに、ちょっと時間が押しています。もしないようなら、次の 35 に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、市の説明をお願いします。

田村総合計画担当グループ長 はい。では、次の 35、快適な生活環境の確保に入ります。

まず、現状と課題として、生活様式が多様化する中で、資源やエネルギーの大量消費が加速され、大気汚染や水質汚濁などの改善傾向が横ばいとなり、生活環境では近隣型トラブルが発生しているという認識のもと、現状と課題として7点挙げています。

まず、大気汚染や騒音、振動などの自動車公害につきまして、国道176号など環境基準が達成できていない地点があることから、今後、自動車利用者に対する公共交通機関の利用促進、ノーマイカーデーの実施などの普及啓発、低公害車導入への助成などを継続的に行っていく必要があるということが1点。

2点目として、水質については改善が見られ、ダイオキシン類に関する調査では、

各調査地点で環境基準値以下になっているということ。

3点目として、建築工事の騒音・振動、飲食店等からの騒音、夜間の花火騒音など生活型、近隣型環境問題が増加し、パチンコ店や風俗営業等に関する付近住民との紛争も生じていること。

4点目として、衛生害虫やねずみなどの発生は減少しておりますが、ハチ類、ダニ等の問い合わせは増えているということです。また、不法投棄等による環境の悪化も見受けられるということです。

5点目として、内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）や複合汚染など、基準値が明確でない有害化学物質に関する情報入手や対応策の検討が求められているということです。

6点目として、地域住民に対する環境美化意識の高揚や協力につきまして、環境衛生協議会など地域団体と連携して、啓発や清掃など地域での実践活動を進めていますが、今後も一層の推進が必要だということです。

7点目は、市営墓地につきまして、長期的な墓地対策を検討していく必要があること。また、食肉センターにつきまして、より効率的な運営が求められていること。

そして、それら踏まえた基本方針として、「公害の発生と拡散の防止に努め、幅広い公害対策を推進するとともに、市民、地域団体と連携してまちの美化活動を促進します」ということにしております。

主要な施策展開としては5点挙げています。

一つ目が公害の発生と拡散の防止として、工場、事業場等の固定発生源については、排出基準、設備基準の遵守の徹底を図ります。それとともに、施設改善を積極的に行うように指導いたします。また、自動車などの移動発生源対策として、低公害車の導入を積極的に進めるとともに、ノーマイカーデーの普及など啓発活動を行い、関係機関への要望を行うことを挙げております。

2点目として、環境監視体制の強化です。酸性雨の測定やダイオキシン類をはじめ

とする内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）など新たな環境汚染物質の測定など、監視体制の強化に努めること。

3点目として、水質の保全です。水質保全に向けた監視に努めるということ。

4点目は、生活型・近隣型環境問題への対応です。建築工事の騒音・振動等、深夜におけるカラオケ、飲食店からの騒音等につきまして、法令・条例に基づく指導を行ってまいります。また、風俗営業等につきましては、警察などの関係機関とともに連携して、法令・条例に基づく指導を行うということです。

5点目は、環境衛生の充実です。清潔で快適なまちづくりを目指し、感染症の予防、空き地所有者の適正管理の促進と指導、公共の場所等への不法投棄防止の啓発、水路を含む地域の清掃活動や美化運動、火葬場・墓地の整備等、食肉センターの運営などに取り組んでまいります。

市民一人ひとりの活動としては、身近な環境美化に関心を持ち、美化活動に協力するとしています。

まちづくり指標は、まず環境基準適合率。2点目として、ノーマイカーデー実施に伴うマイカー利用の減少率。3点目として、我がまちクリーン大作戦への参加者数を掲げています。

主な部門別計画は西宮市新環境計画を挙げています。以上です。

都倉部会長 はい、ありがとうございます。ちょっと時間がないのですが、これらにつきまして何かご質問はございますか。

吉岡委員 簡潔に。快適な生活環境と題しながら生活騒音に対する対策が一切触れられておりませんが、なぜでしょうか。以上です。

都倉部会長 はい。

岸田環境監視グループ長 環境監視グループの岸田です。ただいま、ご指摘の生活環境につきましては、以前、議会でも、そういう提案がありましたように、西宮市内でも深刻な問題になっていくことは事実です。

例えば、マンション内の上下の部屋の中での騒音問題、深夜営業の店の前で客が騒ぐ問題、公園内で若者がいたずらに騒ぐなどです。現状では、県条例の中で、いわゆる営業騒音に関しては一定の規制を設けております。例えば、カラオケ騒音とか、あるいはここに書いてあります深夜営業の店の前で客が騒ぐことは市の条例でも規制しております。

ところが、非常に難しいのが住民どうし、通常生活の中で、当然発生するいろんな騒音に対する苦情が増えています。現在も各市の条例とか、要望をいろいろ研究しておりますが、難しいと思っております。こういうものに対して、条例や要綱で規制すること伴って起こるさまざまな逆のケース、例えば、以前もちょっとお答えしておりますが、学校現場に対する苦情もございます。これは。

吉岡委員 そんなこと聞いていません。時間がないので。学校とか、公共の場のことは一切聞いていない。しかも、条例の話など私は一言も言っていませんし、伺っていません。なぜここにそういう問題が挙がっていないのかという点だけのお答えで結構です。

岸田環境監視グループ長 ここにそこまで書き入れるのが難しいということですから、現状で、できていることだけを挙げたということですよ。

吉岡委員 現状と課題の中で、生活環境では近隣型トラブルが発生していると明記されていますよね。その近隣型トラブルの多くは生活騒音ですよ。全国的に見ても。例えば奈良の平群町の騒音おばさんの件にしてもそうですし、中には生活騒音が原因で殺人事件まで起きているのです。社会現象になっているのですよ。現状でもこんな段階、状態なのに10年先、何遍も言いますが、これはマスタープランでしょ、10年先の。今の話をしているのではない。将来的にこういう対応をしていきたいという一文があってもいいのではないかという話です。何も条例をつくれとか、僕は一言も聞いていないのにそういう答えが出てきたのはちょっと意外でした。

やはり社会現象であり社会問題化している近所トラブル、騒音が元凶、元になるト

ラブルについて、さまざまな自治体は対応しているのですよ。いろんな対策が研究されたりしています。それなのに、それが全く、今後10年の中でも、そういうものがないという形に見受けられて仕方がないのです。近隣型トラブルは、ここに明記されているにもかかわらず、その内容には一切触れられていない。じゃあ、もし仮に今後10年以内に西宮市で、奈良の平群町のようなケースが出てきて、それが傷害事件、もしくは殺人事件という刑事事件に発展した場合、当局は何も対策を取らなかったということでもいいのでしょうか。計画に対策が何も出ていないのはちょっといかがなものか。まさに総合計画は10年後を見越しての計画です。今起こり得る現象について、将来、どう対応していくのかを書き入れるべきだという考えを持っていますので、ぜひとも反映していただきたいと思います。以上です。

都倉部会長 ほかに、はい。

森池委員 これは、環境局という切り口、環境局という仕事のあり方から、快適な生活環境の確保ということになると、大気汚染や騒音の問題とか、こういう水質の問題とか、建築工事の問題とか、環境ホルモンの問題とかになるわけです。でも、全体的には、とにかく西宮市は文教住宅都市として快適で、本当にアメニティ豊かな、そういう社会を目指す。そういうものとのつながりが、あまり見受けられないと言ったら変な言い方ですが、ご自身の仕事の範ちゅうではこういうことになるのでしょうか。文教住宅都市として、本当にグレードも上がり、かつまた、ほかの市とは違って、西宮市はこんなに快適で豊かで住みやすいまちだということが見えてこない。ちょっと変な言い方ですが、環境局の仕事というより、部門に分けて、こういう形で取り組むことと文教住宅都市と言われる市全体の中でのつながりが、ちょっと薄いと思うのです。その辺についてご意見とか感想があれば教えていただきたい。以上です。

新本総合企画局担当理事 今のお話は、総合計画はもともと一つの横断的なまちづくりの方向と具体的な行政施策を記載しており、これは必ずセットになっています。ですから、今、委員がおっしゃった快適な生活環境の確保を通じてのまちづくり

については、我々としては基本構想の中で、そういうまちづくりを進めていくことをうたっているわけです。そしてその具体的な各行政施策をどのように実施していくのかというときに、No35は快適な生活環境の確保という表題になっていて、そういった具体的な施策の記述になるということです。我々としては構想でトータルのまちづくりの目標を示し、個別の各施策を進めていく中で構想にあるまちに結びつくのが総合計画であると考えています。したがって、この各論までを全て横断的に書いてしまうと、逆に行政として取り組むべきこと不明確になってしまうと考えております。

森池委員 そういうことで結構ですが、基本的には考えていないことになりませんか。環境局は環境局の仕事だけを進め、このうるおい、快適という項目に取り組む。それが最終目標としての文教住宅都市として、本当に豊かなまちにつながっていくのだと。確かに、大気汚染や公害や水質汚濁があれば、快適にならないことはわかりますが、そういうこともちょっと意識に置いていただきたいということです。

例えば、シンガポールはきれいなまちです。芦屋も大分きれいですが、シンガポールは非常に厳しい規制があるわけです。西宮市は、ほかと違って文教住宅都市として快適で生活環境も豊かで、先ほど吉岡委員が言われたような、いろんな近隣トラブルも上手に処理するなど、何か、従来からのやり方ではない手法で取り組む。ほかのところでは書かれています。例えば、アダプト制度みたいな形で公園や道路や水路を住民が自から少しずつきれいにしていく。きれいにしていれば、汚す人はいない。他から来てごみを投げ入れる人はいますが、それは小数です。地域ごとで、自分たちのまちを大事にする。例えば朝、みんなで家の前を掃いているとか、そのようなまちはきれいに決まっています。そんな形の何か、確かに環境美化に関心を持つということに含まれているのかもしれませんが、施策として、従来、行政が進めているものではなく、市民や行政あるいは事業者が一緒になって取り組むという方向性を、ここに書くのか、どこに書くのかわかりませんが、そういうのも考えてほしいという意見です。

神吉委員 少し関連するようですが、自然保護協会のメンバーとして言っておきたいのが、この現状と課題のところ、感染症の媒体となる衛生害虫やねずみの発生は減少していますが、ハチ類、ダニ等の問い合わせなどは増えています。西宮の総合計画の中に、なぜハチを入れておられるのか。黄色スズメバチの被害が秋ぐちに出ます。しかし、市民が苦情を言えば、快適な生活環境でないといって切ってしまう、例えば、もう少ししたら出てくる熊ゼミが喧しくて仕方が無いと、熊ゼミを全部駆除してくれというような話にまで発展しかねない。熊がいるから北海道の熊を殺してくれ、六甲山にイノシシが出るから全部撲滅してくれということになるのか。仮に苦情が入ったらこれらはいわゆる市民に危険が生じないように配慮、矯正をする必要はある。また、害虫である蛾の幼虫などに対しての寄生蜂によって、蛾の幼虫全てが発生できないのです。そういう自然循環のところの一部分だけを害だと言って切っちはいけない。そういう発想で、森池先生がおっしゃられたことと共通するのは、市民が「悪い」と言ったら、市として一つのポリシーも持たずに、特に環境関係の場合に、それを悪者だと言って責めるのではなく、ポリシーを持ち、矯正するべきものです。もし市民に害が及ぶような、例えば、黄色スズメバチが子供たちの遊んでいるところで発生したら、それはもちろん撤去したらいい。しかし、ハチ類を全部撲滅するというような書き方は、大変な誤解を呼びかねないという意見です。

加茂環境総括室長 今、ハチ類と書いておりますが、ハチ類にもいろいろ種類があり、スズメバチ、足長バチ、あるいはミツバチなど、人間に害を及ぼすものもあれば役立つハチもあります。ただ、市民には、昆虫のことをよくご存じない方がおられます。実際に問い合わせがあるのです。これはどんなハチだと聞かれることもございますので、このハチは害がないとお教えたり、あるいはスズメバチであれば駆除する行動をしております。ハチ類だから駄目だという考えではありません。以上です。

神吉委員 私が言ったことを誤解しておられると思うのですが、それは現在でも実行しておられることでしょうか。

加茂環境総括室長 そうですね。

神吉委員 それは、この10年の市の総合計画に取り上げるような内容ですか。取り上げることにより、例えばスズメバチの除去とか、大スズメバチも時々いたずらをしますが、それらはいわゆる害虫かといえ、ほとんど益虫です。黄色スズメバチにしても大スズメバチにしても。それは悪者だというような形で総合計画に書かれることにちょっと疑問を持ったのです。

加茂環境総括室長 ただ、まち中では、やはりスズメバチが特に発生しますと、小さい子供さんが刺される事故もございますので、それについては注意を促すとか、あるいは駆除しております。ただ、すべてのハチ類について対処するかということではいたしておりません。ただ、正しい情報をお教えするという活動をしております。

安田委員 ちょっとよろしいですか。この生活環境という概念が機能性を持ってきていますので、先ほどお話があった生活環境を含めると、随分広がっていきます。(4)のところの記述で、先ほどの議論はカバーできるのかなという気がしますが。特に気になりますのは、環境衛生に入るのか、危機管理に入るのかってことで、危機管理の方にも入っていない。今、各自治体が非常に懸念しているのは鳥インフルエンザへの対応ですよね。これは一体どちらの方で、危機管理の方で対応するのか、環境衛生の方で対応されるのか。これは整理しておく必要があると考えます。

それから、もう一つは、移動、いわゆる車公害の問題です。ノーマイカーデーの取り組みはこれで結構なのですが、もう少し進んだ、公共交通機関へ移っていく促進策にももう少し本気で取り組んでいただければ結構なのですが。西宮市は公営バスではありませんので、阪急バスなどとの話になりますが。例えば、神戸市では、土曜日や日曜日に一家で移動するときは、子供たちは無料にしています。大人二人と子供二人なら、子供の値段はただにするとか。あるいは、ショッピングとリンクさせて、車を使わずにショッピングに来たらポイントを付けるとか、そういういわゆるムーブメントですが、そういうものに、もう少しイニシアティブを取っていただきたい。あるいは

阪急バスなら阪急バスの協力を取りつけるとか、そういう積極姿勢をもう少し出されてもいいのではないかという気がいたしますが、いかがでしょうか。

ノーマイカーデーはある種、実験的な、社会実験としては意味があり、データを蓄積したら結構だと思いますが、それでやはりインセンティブを与えないと、なかなか人間は聞かないし、強制的に番号をつけ、何番の車はこの日は乗ってはいけないというのちょっと、特に西宮のようなところでは難しいという気がしますので、何か別の方策が考えられたらという意見です。

ただ、鳥インフルエンザのことは少し念頭に置いていてください。以上です。

田村総合計画担当グループ長 鳥インフルエンザは 19に書いています。

安田委員 入っていた、ごめんなさい。私の見落としです。

田村総合計画担当グループ長 健康増進と公衆衛生の向上の中で、現状の課題といたしまして、新興感染症で、あと主要な施策展開の(4)の公衆衛生の向上、この中で取り組んでいきたいというふうにしています。

安田委員 危機管理のところでも要るのではないかな。

新本総合企画局担当理事 今の西宮の体制では、いわゆる鳥インフルエンザとか食中毒とか、あるいは各部局が対応する部分については、危機管理指針をつくり、基本的には各部局が対応します。その後、被害拡大し、全市的な状況になると、災害対策本部に移行します。22で、その大元締めである危機管理指針をつくっているという説明というか、組み立てにしており、個別の危機管理はそれぞれの部局で対応していくということで、こういう構成をとっています。

安田委員 No22の方だろうとは思いますが、ここにも入っている方がいいのかなという気がします。

岸田環境監視グループ長 環境監視グループです。ご意見ということですが、公共交通機関利用促進は、兵庫県下に公共交通機関利用促進協議会があり、主に神戸市営交通と明石市、西宮市は市営交通がありませんのでオブザーバーとして、会議に

参加しています。それから、ノーマイカーデーは、なかなか実際には効果が上がりませんので、カーシェアリングの普及やパークアンドライドの普及を促進するために、こういった方策をとればいいのか、研究といいますか、今後の課題ということで認識しております。以上です。

都倉部会長 はい、ほかに。

高山委員 主要な施策展開（１）の上から３行目、低公害車の導入を積極的に進めるとありますが、こういった低公害車を考えておられるのかということと、積極的にということなので、どこまでにそれを取り入れるといいでしょうか、採用しようと思っておられるのかを教えてください。

岸田環境監視グループ長 環境監視グループの岸田です。低公害車の普及ですが、今現在取り組んでいます一つが、NGV、天然ガス自動車です。一般の方は補助対象になりませんが、運送事業者が行う天然ガス自動車導入に対して、一定の補助を国、県、トラック協会、市の４社の協調補を行っています。市の補助金は年間で300万円ほどですが、この平成17年度から17、18、19の３年間で、38台の導入に対して補助をしています。これは21年度まで継続して行います。

また、新たに、西宮市の中で、低公害車の普及助成ということで、従来は天然ガス車だけでしたが、今度はハイブリッド自動車も、同じく一般利用者は補助の対象外ですが、運送事業者とバス事業者に対し、天然ガス自動車、あるいはハイブリッドバスを導入する場合に、補助しています。これにつきましては、西宮市は約2,000万円の予算を計上しており、内1,000万は県からの補助です。先ほどの天然ガス自動車の300万とは別枠で約2,000万の補助金を確保しております。以上です。

高山委員 事業者が低公害車を導入することに対し、助成をすることが低公害車の導入ということなのですね。

岸田環境監視グループ長 はい。

高山委員 西宮市が所有する車を低公害車にかえていく、今は電気自動車も売

り出されようとしているが、そういう内容ではないということですね。

岸田環境監視グループ長 毎年、公用車の廃車更新は実施しています。そのときに、財政当局と車両課の協議で、可能な限り低公害車にかえていく取り組みは進めています。しかし、数が少なく、年間数台程度だと聞いています。

高山委員 ぜひ、自治体自身も低公害車を所有することが総合的な環境対策の示しになるので、その方向でも検討いただきたいと思います。

天然ガス自動車ばかりではなく、先ほども言いましたが、電気自動車も市販されようとしています。いろんなエネルギー源の車両がこれから開発されて売り出されていくところです。10年間の中にもいろんなうねりがあると思いますので、その変化に対応し、自らもそれを取り入れて運営していったほしいと思います。以上です。

黒田委員 短く申し上げます。この 35は安全・安心に限りなく近いうるおい・かいていだと思うので、とてもネーミングが難しい項目だと思います。

一つは、命に直接かかわるほどではないが、健康に関しても、快適に関しても、非常に重要な基準値を扱っているということが一つ。

それから、市民感覚の水準を上げていくことが一つの目標になっていると思います。つまり、「自分の都合だけではなく」ということが重要になる。先ほど矯正という言葉も出たかと思いますが、そういうことがリンクされているように思うのです。

ですが、ここの、例えば基本方針や市民一人ひとりの活動にあるような、「美化」は少し違うのではないかと、私の主観的な印象ですが、「美化」は違うのではないかと思うのです。次の36番の美しい都市景観の形成であれば、「美化」はどんどんうたうべき項目だと思うのですが、ここで「美化」と言ってしまうと、何かその、安全・安心とうるおい・かいてきの間際にあるところから、急にぼんと「美化」に飛んでしまうのは、矯正という、ある意味倫理的な意識との関連からも、何か違うような気がします。そのあたりをご検討いただけたらと思うのです。もしも、行政用語として「美化」という言葉がここにぴったりであるならば、市民に対して理解を得るとい

うことから、ちょっと違うのではないかという気がしたため、質問いたします。

都倉部会長 はい、何か。

加茂環境総括室長 環境というのは幅広い概念でなかなか難しいものですが、身近に存在する環境について、快適な生活を送ってもらうためによくしていくことが一つです。公害も掃除も当然そうですし、また、害虫問題もあります。また、身近な公共機関とか、あるいは道路とか、それらを住民の協力のもとで形成していくことが一つの快適な生活環境ではないかという意識で、ここに入れています。以上です。

藤井局長 美化活動だけの記述になっています。少し検討したいと思います。

黒田委員 よろしく申し上げます。

都倉部会長 ほか、よろしいでしょうか。

中川副部会長 主要な施策展開の（５）環境衛生の充実の中で、これが必要なのかという思いがあります。10年間という期間の中で、「空き地の所有者の適正管理の促進と指導」はどういう意味で入れているのか、それを教えてもらいたい。

それと、最後の、「火葬場・墓地の整備等、食肉センター運営などに取り組む」も10年間という中で、特に食肉センターが今後どうなっていくのかという論議がされているときに、こういったことをあえてここに入れる必要があるのかなと思います。ちょっと説明してもらいたい。必要ないのではという思いで質問します。

加茂環境総括室長 まず、空き地ですが、民地の空き地がたくさんあります。それで、十分な管理をしていただければ結構なのですが、なかなかそうではない。それも近くにおられない、市外に多くおられます。そのため、雑草が生え、あるいはたくさんの不法投棄などで、特に近隣の方が迷惑されている状況がありますので、快適な生活を送っていただくために、土地所有者に対し、適切に管理するよう指導等を行っていくものです。

市営墓地ですが、これも大きくは環境衛生の一つで、亡くなられた方に対して、適正な墓地を提供し、安心してお参りをしていただくということです。

食肉センターは言いにくいことですが、住民の方々にとっては嫌悪施設ですので、市で適正な管理を行っていくということです。

中川副部長 言っていることは当たり前のことでよくわかるが、あえて総合計画に入れることなのかを聞いている。特に空き地所有者の適正管理云々ということ自体が必要なのか、既に取り組んでいることでしょうか。先ほどのお話ともよく似ていますが、記述する必要性があるのかどうかを含めて聞いているのです。これを第3部会で取り上げなくても、他の大事なものを取り上げるべきではないのか。どうしてもここに入れるべき問題だということであれば、答えてもらった方がいいのですが。

加茂環境総括室長 事業の内容としては、日常的なことであり、わざわざここに入れる必要はないのではないかとということですが、やはりこういう細かな問題も、それぞれの市民生活においては非常に重要な問題なので、あえてここで挙げさせていただいたということです。

中川副部長 あえて、入れる必要はないということを意見として言うておきます。

それと、不法投棄の問題は各項目の中に入っていますが、やはりその取り組み等については、具体的に、先ほど、予算が800万円ほどしかないと言っていたが、それも問題だと思う。10年間の取り組みのなかで、特に今は自転車の不法投棄が一番多い。こういった中で、基本的にどういう形で取り組むのかということです。やはりそこは市民に見えないといけないし、現実にいるんな場所でそういう不法投棄が起こっている。そのことに留意し、重要な課題として入れているわけですが、もう少し予算的に、800万円の予算の中身をどう使っているのかもわからない。その辺の取り組みを、今後こうしていきたいという考えがあれば、教えてもらいたい。

田所環境事業部長 予算は800万円ではなく、もっと少ないのです。5,000万の内一番大きいのが4,200万の集団回収で、不法投棄対策を含めたその他の事業で800万です。不法投棄対策の内訳は、監視カメラの設置や啓発看板の設置で、ちょっ

と具体的な数字はわかりませんが、300万ないし400万くらいです。

それで、現状の対策はどのようなかということですが、国交省と県と警察、市のいわゆる公共施設管理者などが集まり、不法投棄防止協議会を立ち上げています。その中で、公共施設の管理者と具体的な放置対策などを協議し、西宮市内の一斉パトロールを年2回実施しながら拠点地域を確認しながら進めているところです。

それと、不法投棄が多い場所に不法投棄の禁止看板と監視カメラ、ちょっと具体的には覚えていません、8台だと思うのですが、設置しています。

それと先生がおっしゃったように、現状では、やはり自転車の不法投棄が一番多いです。その次に家電4品目のテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機で、これも不法投棄が非常に多い。多い理由は、処理料を後から払わなければいけないからです。この処理料を内部化できないかということ国の方に、審議してほしいと訴えています。

こういう啓発、監視カメラ、不法投棄防止会議に取り組む中で、昨年に比べると件数は若干減っていますが、市内全域では、まだまだ多い状況です。

じゃあ、これからはどうするのかですが、予算も必要ですが、もう少し啓発の仕方も検討する必要がある。監視カメラを置いて、警察にも協力いただき、通報もいただければ摘発も可能です。そもそも民間だったので、ほとんど言っていない。年に数件くらいなので、もう少し連携して取り組んでいきたいと考えています。

中川副部長 非常に重要な課題だと思うのですが、こういうものは、10年ということではなく、単年度の実施計画に入れるべきではないかと思えますし、予算的に必要であればもっと要求すればいいと思うのです。そのような金額で足りるのかなと思えます。市民からの苦情でも、不法投棄を非常に言われていると思えます。この10年計画という考えなので仕方がないにしても、本当であれば、単年度で取り組むべきだと私は思います。

都倉部長 はい、すいません。時間がまいりました。本日の審議はまだ終了してありませんが、本日の積み残し分は次回に組み入れたいと思えますのと同時に、

正副会議の席上で、各部会からの共通審議事項を照合して一つのものをまとめ、次の機会に提出してもらえるようにいたしますので、よろしく申し上げます。それでよろしいでしょうか。

田村総合計画担当グループ長 35につきましては、とりあえず終わったということでもよろしいでしょうか。

都倉部会長 ほかにまだありますか。

神吉委員 いや、私はもうNo.35が終わったということで結構だと思うのですが、先ほどもちょっと八チの件のところで言いましたが、僕は今回の総合計画と前回のものとは基本的に違うものを期待していたのです。というのは、中核市になって、神戸市ほどのいろんな権限を持つところまではいかないかもしれないが、今まで中核市を非常に市民にピーアールされましたので、期待が大きいと思うのです。独自性に関して、それぞれの各論の項目のところでも、ちょっと大きな構えで、私たちのまちはこういうような生活環境のよいまちをつくるのですよというものがどんと出ている。そのところがちょっと感じられずに、中川先生もおっしゃられた、いわゆる関連計画として挙げればよいような事柄がずらっと並んだという感じを持ちます。それだけ、意見として言っておきます。

都倉部会長 そうしましたら、一応質問はないようなので、本日の委員会は終了ということでもよろしいでしょうか。では、次回の予定について。

田村総合計画担当グループ長 次回は、きょうの続きということで、36と37につきましては、ちょっと日が飛びますが、第4回目は10月6日月曜日、1時半から3時半の予定で、場所は、前回と同じく東館の8階、801、802会議室です。

よろしくお願いいいたします。

都倉部会長 ちょっと時間が食い込みまして申しわけございません。これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(終 了)